

本市が施行している土木請負工事費等に係る平成30年度積算基準等について、次のとおり公表します。

平成30年9月11日

京都市長 門川 大作

## 1 公表の方法

公表する工事費の積算基準等は、「公表図書」として次のとおり定め、一般の閲覧に供する。

- (1) 土木工事標準積算基準書（共通編）
- (2) 土木工事標準積算基準書（河川編），同（道路編）
- (3) 土木工事標準積算基準書（電気通信編・機械編）
- (4) 土木積算システム設計単価
- (5) 設計材料単価（局特別調査単価（定期調査））平成30年8月版
- (6) 土木工事標準積算基準書（参考資料）
- (7) 土木工事標準積算基準書（別冊）
- (8) 設計業務等標準積算基準書（参考資料）＜建設局運用＞
- (9) 設計業務等標準積算基準書・同（参考資料）＜建設局運用＞

## 2 公表の範囲

本市土木工事等の予定価格を設定するための積算に関する内容で、次に挙げるもの

### (1) 積算要領等

工事費等の構成、費目の区分及び内容、算定方法並びに算定の根拠とする資料等で工事費等の積算に一般的に共通するものを定めたもの

### (2) 標準歩掛

各種の工法等において標準的に用いられる機械、労働力、材料等の組合せによる標準的な生産能力、当該工法の標準的な適用範囲等を定めたもの

ア 建設機械経費算定の標準的な基準

イ 間接工事費算定のための乗率の標準的な基準

ウ 資材単価

エ 労務単価

### 3 公表場所

総合企画局情報化推進室（情報公開コーナー）、交通局企画総務部財務課及び上下水道局総務部契約会計課

### 4 公表期間

平成30年9月11日から平成31年12月10日まで

ただし、京都市の休日を定める条例による休日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日等）を除く。

なお、新年度基準等改定後であっても旧年度基準等を使用した未契約の工事等を発注する必要があるため、公表期間を3箇月延長し、新年度と旧年度基準等を重複して公表している。

(建設局建設企画部監理検査課)